

【労働者派遣法に基づくマージン率の公開】

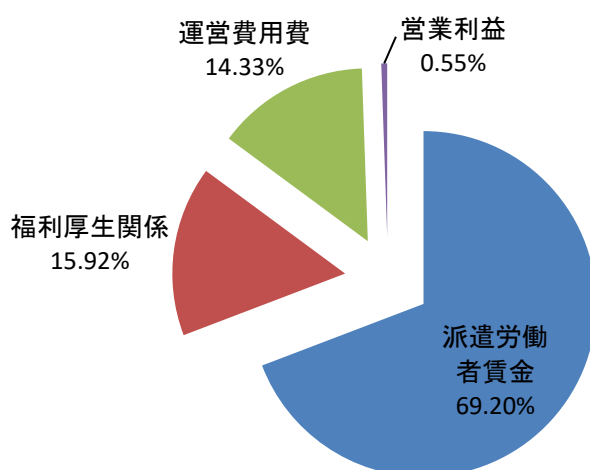
平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することを義務づけられました。

(マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合のことを言います。)

マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	20名
派遣先の数	11社
マージン率	30.80%
教育訓練に関連する事項	安全衛生、個人情報取扱、ビジネスマナー等
派遣料金の平均額	14,592円/8時間
派遣労働者の賃金額の平均額	9,888円/8時間
福利厚生等	社会保険、有給休暇、定期健康診



※派遣労働者賃金

派遣労働者の賃金、有給休暇

※福利厚生関係

労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、健康診断費、保養施設費等

※運営費用費

募集採用費、オフィス使用料、労務管理費、光熱費、通信費、車両費等